

全弓連発第 7-53 号
令和 7 年 8 月 8 日

連合会長 各位
地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟（公印省略）

外国人を対象とする講習会・セミナーの開催および海外在住者の審査受審について（注意喚起）

現在、国際弓道連盟（IKYF）には 32 の国と地域の団体が加盟しており、弓道の海外普及が着実に進展しています。それに伴い、IKYF 加盟団体のみならず、世界各地で講習会やセミナー等の開催機会が増加しています。

IKYF は、これら講習会・セミナーの開催が弓道の振興と普及に資する意義を十分に認識する一方で、開催件数の増加に伴い、誤解やトラブルの発生を懸念し、2025 年 7 月 8 日の IKYF 理事会において、IKYF 加盟団体および IKYF のセミナー等に参加する全ての団体に対して、注意喚起の文書を発することを決定しました。

全日本弓道連盟としては、上記 IKYF の注意喚起の内容に加え、海外在住者の審査受審について必ずしも周知されていない現状を踏まえ、以下の通りお知らせします。

外国人を対象とする講習会・セミナーの開催について

- 外国人を対象とする講習会やセミナーを、海外または日本国内で主催する場合、あるいは講師として依頼された場合には、事前に以下の事項について十分に協議し、講師・受講者双方の合意のもとで実施してください。
例：主催者名、講習会名称、開催場所、開催日程および内容、派遣日程、参加対象者、参加予定人数、費用負担、謝礼の有無およびその取扱い等
- 受講者の文化や慣習を理解し、これを尊重した言動および行動を心がけてください。
- 主催者、講師、受講者間では、社会通念上相当とされる範囲を超える過度な接待、贈答品、土産物等の授受を行わないでください。
- 特に審査会の公正性・公平性を保つため、審査会で審査委員を務める可能性のある講師は、金品の贈与を受けないよう、十分に注意してください。
- なお、IKYF または全日本弓道連盟が主催するセミナーにおいては、受講生が講師、運営スタッフ、事務局員等へ金品（土産物含む）を贈与することを一切禁止いたしました。

海外在住者の審査受審について

- 全日本弓道連盟と IKYFとの取り決めにより、日本に居住していない者（日本人を含む）が、受審することを目的として、知人等を介して地連に登録し、審査を申し込むことは認めておりません。
- ただし、地連に所属していた者が、海外への留学や駐在あるいはその帶同などに伴い、一時的に海外居住者となる場合（留学期間やおおよその駐在期間が決まっている場合）は、所属していた支部・弓道会と地連会長が承認すれば、継続してその地連所属として審査を受審しても構いません。
- 上記のような一時的な海外居住であっても、海外に在住している日本人弓道家は、現地弓道家との交流の観点から、積極的に現地（居住国・地域）の弓道団体に所属することを推奨します。
- IKYF 加盟団体の会員については、所属する加盟団体を通じて IKYF 事務局が主管地連に受入可否を確認し、許可が得られた場合に限り申込みが可能です。IKYF 加盟団体あるいはその会員が、直接地連に確認し、申し込むことはできません。
- IKYF 加盟団体の会員については、全日本弓道連盟が直接実施する中央審査会または外国審査会を受審できます。
- IKYF 加盟団体の無い国・地域で活動する者は、全日本弓道連盟が直接実施する中央審査会または外国審査会以外の審査（地方審査会・連合審査会）を受審することはできません。

ご不明な点がございましたら、全日本弓道連盟事務局までお問い合わせください。

本件について

公益財団法人全日本弓道連盟事務局

TEL : 03-6447-2980

E-mail : kanri3@kyudo.jp